

令和6年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託
公募型プロポーザル【募集要領】

令和6年（2024年）7月

鎌 倉 市

目 次

1	目的及び趣旨-----	2
2	業務の内容-----	2
	(1) 業務名称	
	(2) 業務内容	
	(3) 委託業務期間	
	(4) 委託料の上限額	
	(5) 支払い条件	
	(6) 発注者及び事務局	
3	業者の選定方法-----	2
4	参加資格-----	3
5	参加手続-----	3
	(1) 関係書類の配布	
	(2) 質問及び回答	
	(3) 参加表明書等の提出	
	(4) 参加表明書等の資格審査結果の通知	
	(5) 提案書及び見積書の提出	
6	プレゼンテーション審査-----	5
	(1) 業者選定審査会の設置	
	(2) 審査方法	
	(3) 実施日時	
	(4) 実施場所	
	(5) プレゼンテーションの順番	
	(6) プレゼンテーションの時間	
	(7) プレゼンテーション方法	
	(8) 出席者	
	(9) 事業者の選定方法	
	(10) 選定結果	
	(11) その他	
7	委託業者の契約手続-----	7
8	その他の留意事項-----	7
9	選定スケジュール-----	8

1 目的及び趣旨

本市では、将来の鎌倉市の都市像にあわせた、総合的な交通政策の基本方針を定めた「鎌倉市交通マスタープラン」を平成10年3月に策定し、平成16年5月に改定しています。

改定から20年近くが経過するなかで、超高齢社会の進展、自動車運転技術の進展、新たな移動の概念であるMaaSや次世代交通システムなど多様な地域交通手段の登場、首都圏中央連絡道路の開通など、また国においては交通政策基本法の施行や、交通政策基本計画が策定されるなど、交通を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しています。

併せて、いわゆる「働き方改革」を契機としたリモートワークの高まりを背景に生活様式や人の移動に大きな変化が生じており、こうした交通環境の変化に対応するため、令和7年度に交通マスタープランの全面的な改定を目的とし、「令和6年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務（以下「本業務」という。）」を行う事業者を一定の基準で評価する公募型プロポーザル方式により選定するもので、本募集要領は選考をするにあたり必要な事項について定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

令和6年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務

(2) 業務内容

別添「令和6年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託業務期間

本業務の委託期間は、契約を締結した日から令和7年（2025年）3月28日までとする。

(4) 委託料の上限額

10,065,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※ なお、上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。

また、上記金額を超える提案は失格となります。

(5) 支払条件

業務完了払い

(6) 発注者及び事務局

ア 発注者 鎌倉市長 松尾 崇

イ 事務局

鎌倉市まちづくり計画部都市計画課交通政策担当

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話 0467-23-3000 内線2511

FAX 0467-23-8700

Mail koutsu@city.kamakura.kanagawa.jp

3 業者の選定方法

本業務を委託するにあたり、最適な事業者の選定を公募型プロポーザル方式により行います。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その参加者から提出される資料及びプレゼンテーション等により、本業務実施のための適正及び提案について審査し、最適な事業者を選定するものです。

特に、提案にあたっては、仕様書の項目・意図を踏まえ、各者の経験・実績、知見、情報等を駆使し、本業務の目的を達成できる提案をしてください。

4 参加資格

本プロポーザルに参加するための事業者は法人格を有し、公告日現在において次の(1)～(8)の要件をすべて満たすものとします。

なお、協力会社等に協力を要請する場合は、当該協力会社等は次の(1)～(8)要件をすべて満たすものとします。

また、共同企業体による参加も認めるものとし、この場合、代表する事業者が参加手続きを行ってください。

- (1) 神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 神奈川県又は東京都に本社又は営業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (5) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (6) 鎌倉市暴力団排除条例(平成 23 年 10 月条例第 11 号)第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当しないこと。
- (7) 当該プロポーザルの募集開始日から過去 2 年以内に、銀行取引停止処分を受けていない者。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始決定を受けた後、再度(1)の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 当該プロポーザルの募集開始日から過去 6 箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出していない者。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度(1)の入札参加資格を有することとなった者を除く。

5 参加手続

(1) 関係書類の配布

ア 配布期間

令和 6 年(2024 年) 8 月 5 日(月) から 20 日(火) 17 時まで

イ 入手方法

配布期間中に鎌倉市のホームページによりダウンロードしてください。

(<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/koutsuu/>)

もしくは【鎌倉市ホームページ > くらし・環境 > 交通】

(2) 質問及び回答

本プロポーザルに係る質問の受付は、電子メールにて行います。なお、協力会社等がいる場合は代表事業者が提出してください。

ア 提出期限

令和 6 年(2024 年) 8 月 5 日(月) から 20 日(火) 17 時まで

イ 提出書類

質問書【様式3】

ウ 提出方法

事務局へ題名を「令和6年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託公募型プロポーザルの質問書の提出について」として電子メールで提出してください。

なお、未到着等の事故を防ぐため、電話で送付の旨の連絡をお願いします。

エ 回答方法

質問書の回答を集約して、令和6年（2024年）8月22日（木）（予定）までに市ホームページに掲載します。

(3) 参加表明書等の提出

本業務の公募提案に参加しようとする場合は、ウに掲げる参加表明書【様式1-1】等の書類を提出し、参加の意思を表明してください。なお、提出期日以降の提出については、いかなる理由でも受け取らないのでご承知ください。

また、共同提案の場合、一者を代表事業者に定め、本市への書類提出等は代表事業者が行い、共同提案を行う者は単独での提案及びその他の者との共同提案を行うことはできません。

ア 提出期限

令和6年（2024年）8月5日（月）から20日（火）17時まで（持参の際は、12時から13時及び土日は除く。）

イ 提出先

事務局（都市計画課 交通政策担当）

ウ 提出書類

参加表明書、会社概要書、全部事項証明書、誓約書

提出書類等		部数	内容・記載を要する事項・注意事項等
1	参加表明書	1	【様式1-1】 ※ 作成要領及び様式集のとおり
2	会社概要書	1	会社概要等が分かる書類、パンフレット等
3	全部事項証明書	1	発行3か月以内のもの。複写物でも可
4	誓約書	1	【様式2】※ 参加資格要件等を満たす旨の誓約書

エ 提出方法

(ア) 持参（12時から13時及び土日は除く）

(イ) メール（未到着等の事故を防ぐため、電話で送付した旨の連絡必須）

(ウ) 郵送（特定記録郵便に限る。提出期限必着）

(4) 参加表明書等の資格審査結果の通知

ア 参加資格の審査等

参加表明書を提出した事業者が、4に示す参加資格を有するかどうかを確認します。なお、5(3)の提出期限後に提出した者は、参加資格の確認の対象としません。

イ 審査結果の通知等

令和6年（2024年）8月22日（木）（予定）までに、参加表明書の提出者に対し参加資格の審査

結果を通知し（郵送及び電子メール）、参加資格を有すると確認できた事業者のみプレゼンテーションに参加できるものとします。

(5) 提案書及び見積書の提出

提案書及び見積書（以下「提案書等」という。）は、「令和6年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務企画提案書等作成要領及び様式集」に基づき作成してください。なお、提案書かがみは、【様式4】とし、提案書（提案内容）は【様式任意（A4判）】とします。

ア 提出期限

令和6年（2024年）8月5日（月）から26日（月）17時まで

イ 提出書類

提案書かがみ（様式4）、提案書及び見積書

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部、電子データ一式）。なお、提案書には参加事業者名が判明する事項は記載しないでください。なお、見積書については正本1部のみ提出してください。

電子データ一式とは、提案書等を保存したDVD-R等を提出してください。

エ 提出方法

（ア）持参

事前に提出時間について電話連絡等を行った上で、ご持参ください。（12時から13時及び土日は除く、17時まで）

（イ）郵送

提出期限必着とし、特定記録郵便に限ります。

オ 提案書の取扱い

提出期日後の提案書等の追加、変更は認めません。また、提出されたすべての書類は返却しません。

6 プレゼンテーション審査

(1) 業者選定審査会の設置

最優秀提案者を選定するために、「令和6年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）を設置します。

(2) 審査方法

審査は、選定審査会によるプレゼンテーション・ヒアリング審査とします。

(3) 実施日時

令和6年（2024年）8月30日（金）実施予定

詳細については、参加資格の適否通知時にお知らせします。なお、実施日が変更になる場合は、参加事業者に別途連絡を行います。

(4) 実施場所

鎌倉市役所内を予定しています。詳細は、上記(3)実施日時の通知時に併せて通知します。

(5) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とします。

(6) プレゼンテーションの時間

各事業者 30 分程度（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とし、準備時間は含みません。）とします。また、参加状況により時間配分が変更となる可能性があります。

(7) プレゼンテーション方法

プレゼンテーションでは、提出書類の他、パワーポイント等の使用を認めます。

なお、パワーポイント使用に際し、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意しますが、PC 及び接続機器等をご持参ください。

(8) 出席者

管理責任者は必ず出席した上で、業務に従事する者がプレゼンテーションを行ってください。なお、出席者は 3 人以内とします。

(9) 事業者の選定方法

提案書等及びプレゼンテーションに基づき、選定審査会の委員が次のとおりに選定を行います。

ア 最優秀提案者の選定

各委員が選定基準により採点の上、最高得点者を最優秀提案者（優先交渉権者）として決定し、次に高かった者を次点の事業者として決定し、最高得点者が複数の場合は、同点各者評価項目のうち「提案事項」の得点の合計を優先し選定します。なお、「提案事項」の得点も同点だった場合、内容の比較検討を行い、協議の上選定します。

なお、提案事業者が 1 者だった場合は、事務局審査による価格評価（委託料見積額）を除いた合計点が 420 点未満であった場合を除き、当該提案者を優先交渉事業者とします。

イ 審査基準

「令和 6 年度鎌倉市交通マスタープラン改定支援業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおりです。

また、評価点（委託料見積額以外）については 5 段階評価とし、非常に優れている 5、優れている 4、普通 3、劣る 2、非常に劣る 1 とし、番号ごとの評価に各項目の段階ごとの配点で乗じたものとします。

(10) 選定結果

選定結果は、プレゼンテーション審査を実施した提案者全員に対し、令和 6 年（2024 年）9 月 6 日（金）（予定）までに文書で発送します。また、契約後は市ホームページにて優先交渉事業者を公表します。また、各選定委員の評価点の合計点は事業者ごとに公開（事業者名は優先交渉事業者のみ公開）します。

なお、審査結果についての問合せ、異議申立ては受け付けません。

(11) その他

プレゼンテーションに際しては、提出した提案書等に記載した内容の範囲内とします。また、資料の追加又は変更の提出は認めません。

また、プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、参加事業者名や参加事業者名が特定できるような表現は行わないようにしてください。なお、選定審査会での選考は非公開とします。

7 委託業務の契約手続

最優秀提案者との契約は選定された提案内容を基に、細部について本市と協議し、事業費限度額内で詳細な業務内容及び契約金額を決定した上で行うものとします。

なお、最優秀提案者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行います。

また、最優秀提案者及び次点者の選定、委託業者の決定、審査結果講評等について、「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づき、鎌倉市ホームページにて結果を公表します。

8 その他の留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、再委託（業務の全部を第三者に委託又は請け負わせること）はできません。ただし、一部業務の主要な部分を除き、第三者に委託又は請け負わせる時には、「協力会社」として提案書等に記載してください。
- (2) 本業務の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 委託業務契約を締結するまでの間、次に掲げる事由に該当した場合は参加資格を喪失するものとします。
 - ア 「4 参加資格」のいずれかが満たされなくなった場合
 - イ 提出された書類に虚偽が判明した場合
 - ウ 本プロポーザルに関わる事項において、他の提案者と応募提案の内容等について相談した場合
 - エ 本プロポーザルに関わる事項において、選定委員と接触した場合
- (4) 参加表明書（添付書類を含む）、提案書の作成及び提出（プレゼンテーションのための交通費等を含む）に要する費用については、参加者の負担とします。
- (5) 提出した参加表明書、提案書等のすべての書類は返却しません。
- (6) 提案者が1者の場合も企画等提案を行い、選定結果は有効なものとして取り扱うものとします。
- (7) 適切な提案がない場合は、最優秀提案者等の選定を行わない場合があります。
- (8) 参加表明後、プロポーザルを辞退する者は、辞退届（様式任意）を事務局へ提出してください。この場合辞退者に不利益が生じることはありません。
- (9) 本業務に係る見積書に2(4)の委託料上限額を超える見積額を記載した場合は、失格とします。
- (10) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差し替え、追加、削除等は認めません。
ただし、選定委員会が指示した場合は除きます。
- (11) 提出された参加表明書、提案書等は、参加資格の審査及び提案書の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (12) 提出された提案書の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用については、提案者の責任において必要な手続を行ってください。
- (13) 提案書を提出した場合であっても、資格審査において参加資格を満たしていないと判断した場合、提案書の審査は行いません。また、その場合においても提案書を返却することは出来ません。
- (14) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (15) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の業務工程表に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の承諾なく業務工程の変更はできないものとします。
- (16) 募集要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところに

よりもす。

- (17) 交通マスタープランの改定にあたっては、令和6年度・令和7年度の2箇年での作業を予定しており、本契約期間の受託者による実績が良好である場合、双方協議の上、次年度以降、別途契約を締結する可能性もあります。

9 選定スケジュール

日 程	事 項
令和6年(2024年)8月5日(月)～8月20日(火)	募集要領の配布期間 参加表明書の受付期間
令和6年(2024年)8月22日(木)【予定】	資格審査結果の通知
令和6年(2024年)8月5日(月)～8月20日(火)	質問書の受付期間
令和6年(2024年)8月22日(木)【予定】	質問書の回答(HP)
令和6年(2024年)8月5日(月)～26日(月)	提案書の受付期間
令和6年(2024年)8月22日(木)【予定】	プレゼンテーション日程連絡
令和6年(2024年)8月30日(金)【予定】	プレゼンテーション・審査会
令和6年(2024年)9月6日(金)【予定】	プレゼンテーションの結果通知・公表(HP)
令和6年(2024年)9月中旬以降【予定】	契約に向けた協議、契約締結